

## 自動車政策に関する意見書

私たちの生活必需品である自動車には、取得・保有・走行の各段階において複雑かつ過重な税負担が課せられており、自動車がなくては生活できない地方都市ほど個人の保有台数も多く、生活者の大きな負担となっている。

また、コロナ禍においては、感染リスクを避けるための公共交通機関利用の自粛や、国・地方自治体等で行う経済対策による旅行・レジャー等の移動に対する自動車のニーズが増加するなど、新しい生活様式を踏まえた個人の行動変容が見受けられ、感染症へのリスク低減や、地方経済の活性化・個人消費の増加に資する自動車の活用を模索する必要がある。

よって、国においては、地方生活者ほど税負担の重い自動車ユーザーの負担軽減や、地域経済の底支え、交通事故や悪質運転の撲滅等の社会課題に対し、下記の事項について早急な対策を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 自動車に係る税及び燃料課税の簡素化並びにユーザー負担の軽減を図るため、税体系の抜本的な見直しに取り組むとともに、軽減に当たっては地方財源に影響を与えぬよう対策を講ずること。
- 2 自動車保険（任意保険）を所得税控除の対象とすること。
- 3 地域経済や流通を支えるため、高速道路料金の引下げを行うこと。
- 4 交通事故や悪質運転を防止するため、サポカー補助金を全年齢に適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年9月29日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
国税庁長官  
衆・参両院議長

} あて